

た。その一組の足輕は二十人、外に小頭二人、手替二人は頭に下され、後世の格と成つた。御先手物頭は平士役である。

**サギノモリ 鷲森** サンノ 石川郡大野庄に屬する部落。越賀登三州志來因概覽に、『古へ軍團より邊防の所へ行きて成となる者を防人と云。防人諺で佐伎茂利と訓す。石川郡鷲森村は、防人の成邊の地の遺名成るべし。』とある。又鷲森は佐奇の森の譌で、佐奇川は岸川のことであり、この村その河邊にあるからの名とする説もある。明治中に至り隣邑赤土と合して新たに神合と稱した。

**サキヤマ 崎山** 鹿島郡豊田保に屬する部落。藩末に近い頃、河崎の北端山嘴を開墾して分立したものである。

**サキヤマ マガハ 崎山川** 鹿島郡澤野から發し、北流して上湯川を過ぎ、鶴浦小字川尻で海に入る。流程八村。

**サキヤマ サハノゴウ 崎山澤野郷** 鹿島郡に屬する。藩政時代に詳しくは北三郷之内崎山澤野郷といひ、澤野の一村のみを含んでゐた。天正十五年十一月廿五日附前田利家から石動山寺中に興へた宛行狀に大吞澤野とあるから、もと大吞郷のうちであらう。

**サキヤマ マジヨウ 崎山城** 鳳至郡宇出津藩西南の岬端山上にあつた。三宅小三郎宗隆の據る所といふ。越登賀三州志に、或は天吞城ともいふとある。

**サキユウ 砂丘** 加能二國の砂丘は、我が國に於いて最も標式的のものである。その中江沼砂丘は江沼郡の西南海岸にあるもので、

最高約六〇米。大聖寺川の河口を越えて越前の砂丘に連る。次に能美砂丘は江沼砂丘の東北手取河口に至るもので、一部は深く柴山・今江湯の間に入つて幅四村に及び、柴山湯の北では高さ三〇米に達する。次に石川砂丘は手取河口より大野河口に至る間で、幅一軒・最高一八米に上る所がある。次に河北羽咋砂丘は大野河口から羽咋郡一宮附近に至る間で、長さ三八村。その中加賀では幅二軒に達し、高さ西荒屋の西方で六〇米九を測る。かくの如き高距を有するものは、那内唯鳥取縣細川に之を見るばかりである。次に富來砂丘は羽咋郡富來川・酒見川の兩河口間に堆積するもので、高さ二〇米に達する。次に黒島砂丘は鳳至郡阿岸川・八・川の間にあるものである。最後に珠洲郡の東岸戀路から粟津の間に珠洲砂丘があつて、幅一〇米乃至二〇米を有する。

**サキユミグミ 先弓組** ↓サキテグミ 先手組。

**サククヨウホウ 作句要法** 一册。弘化五年鶴來の俳人碓井梅嶺が、俳句の作法を記したものである。

**サクジキクラ 作食藏** 藩の作食米を收納する倉庫で、『一、耕作無沙汰に仕、納所等わだかまり、公事を取持、友を引そこなひ、村中の費致し、又はむざと宿々町方に罷出、無用の買物仕、おごりたる百姓有之候はゞ可申上、いたづら者を隠置候はゞ、村肝煎・組合頭まで可爲越度事。』等百姓の心得十一條を記載した、寛文四年六月御算用場とある懸札を掲げてあつた。

**サクジキマイ 作食米** 藩政の時、作食米は百姓が耕作を始める頃から要する食糧で、諸郡にある作食藏に之を納め、貸附の方法は時代により異なるも、概ね一番作食を二月、二番作食を三月に貸與し、十月又は十一月に二割の利子を附して返納せしめた。しかし寛文の頃は無利息であつた。後寶曆・明和頃より、作食米が翌春再び借用し得るものであるから、糠等を俵装して返納米に擬する悪風を生じたので、天明元年毎歳の貸附を廢し、既に貸附した額は年賦返上せしめることとし、生計の困難なる者に限り新たに貸附して十年返納と定めたが、それも五年に全廢した。次いで文化八年作食米再興の議があり、九年には夫食貸米を止め、作食米一萬四千石を貸附して十年返上と定め、且つ年々増石する計畫であつたが、多年夫食米を以て生活して來た百姓等は、作食米の年賦返上をも爲し得なかつたから、十年三月かの一萬四千石を跡々貸米の中に混じて返上せしめることにした。

**サクジザカ 作事坂** 金澤なる今の廣坂をいふ。坂上の兼六園内に故作事所があつてからの名である。

**サクジンヨ 作事所** 御作事所は御作事奉行の役所である。初め金澤城内新丸の中央、尾坂門の西側にあつて、金澤御坊の下寺をその儘用ひたといはれる。萬治二年七月作事所を城外蓮池邸内に移した。是は後に故作事所といはれるものである。延寶四年故作事所に地を座敷を建設するを以て、又城内の舊位置に移し、隣地の舊津田玄蕃邸をも併せて之を建てたといふのが、後世の作事所であつた。次いで寶曆九年の災に罹つて再造されたが、その地域に増減はなかつた。

**サクダヒラ 作平** サクン 珠洲郡大谷の内の小字。

**サクダヒラ 作平** サクン 珠洲郡大谷の内の小字。

**サクダヒラ 作平** サクン 珠洲郡大谷の内の小字。

**サクタク 作徳** 作徳は作得の義で、百姓が持高を耕作する時は、その免相に對する租米を藩又は藩の給人に納入し、その殘餘が作徳になる譯である。作徳の中から、更に夫銀・郡打銀・村萬雜を支出した百姓の純収入は、手